

名古屋市公報	平成30年 8月 1日 第1268号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長	

目次	ページ
告 示	
○ 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における市税に関する申告期限等の延長 (財政・税制課) (第445号)	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課) (第446号)	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第447号)	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第448号)	7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課) (第449号)	8
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について (健福・障害者支援課) (第450号)	12
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について (健福・障害者支援課) (第451号)	15
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について (健福・障害者支援課) (第452号)	16
○ 指定特定相談支援事業等の廃止について (健福・障害者支援課) (第453号)	18
○ 名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出 (住都・市街地整備課) (第454号)	19
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第455号)	20
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第456号)	22
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第457号)	23
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について (緑土・東山総合公園管理課) (第458号)	24
○ 身体障害者福祉法による医師の指定 (健福・障害企画課) (第459号)	26

○ 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（健福・障害企画課）	（第460号）	30
--------------------------------	---------	----

交 通 局 告 示

○ 「地下迷宮に眠る謎」専用バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について	（第10号）	32
------------------------------------	--------	----

公 告

○ 平成30年度身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考公告	（人事・任用課）	34
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	（市経・地域商業課）	45
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	（上下水・営業課）	47
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	（上下水・営業課）	49
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告	（上下水・営業課）	50

名古屋市告示第 445 号

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における市税に
関する申告期限等の延長

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）又は名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所地又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るもので、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める期日まで延長します。

平成30年7月23日

名古屋市長 河 村 た か し

都道府県名	指 定 地 域
岡 山 県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市及び小田郡矢掛町
広 島 県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町及び安芸郡坂町
山 口 県	岩国市周東町
愛 媛 県	宇和島市、大洲市及び西予市

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 446号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
クリニックかけはし	名古屋市中村区稲葉地町 2丁目16番 地の 8	平成30年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 447号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
森内科医院	名古屋市千種区高見一丁目22番19号	平成30年 4月30日
富岡歯科医院	名古屋市千種区赤坂町 4丁目72番地	平成30年 5月31日
富田耳鼻咽喉科医院	名古屋市西区香呑町 6丁目12番地の 4	平成30年 5月25日
渡辺クリニック	名古屋市西区歌里町 261番地	平成30年 3月31日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
森内科医院	名古屋市千種区高見一丁目22番19号	平成30年 4月30日
富岡歯科医院	名古屋市千種区赤坂町 4丁目72番地	平成30年 5月31日
富田耳鼻咽喉科医院	名古屋市西区香呑町 6丁目12番地の 4	平成30年 5月25日
渡辺クリニック	名古屋市西区歌里町 261番地	平成30年 3月31日
なごや在宅クリニック	名古屋市南区赤坪町 6番地	平成30年 4月30日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
森内科医院	名古屋市千種区高見一丁目22番19号	平成30年 4月30日
富岡歯科医院	名古屋市千種区赤坂町 4丁目72番地	平成30年 5月31日
富田耳鼻咽喉科医院	名古屋市西区香呑町 6丁目12番地の 4	平成30年 5月25日
渡辺クリニック	名古屋市西区歌里町 261番地	平成30年 3月31日
なごや在宅クリニック	名古屋市南区赤坪町 6番地	平成30年 4月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 448号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
ナースコール株式会社 名古屋市千種区池下一丁目11 番21号	ナースコール在宅センター訪 問サービス尾頭橋 名古屋市中川区尾頭橋一丁目 1番35号	平成30年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 449号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社和ほのか
介護事業者の所在地		名古屋市中川区松年町 3丁目29番地
介護事業所の名称		訪問介護穂乃香
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区三ツ屋町 2丁目54番地
	新	名古屋市中川区松年町 1丁目70番地の 1
変更年月日		平成30年 4月 1日

介護事業者の名称		ガゼル株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市中区錦二丁目 5番31号
介護事業所の名称		ヘルパーステーション縁むすび
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区若田二丁目1010番地
	新	名古屋市緑区水広一丁目 307番地

変 更 年 月 日	平成30年 4月 2日
-----------	-------------

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社みるもあ
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市千種区仲田二丁目15番12号
介 護 事 業 所 の 名 称	訪問看護ステーションみるもあ
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市千種区豊年町 9番15号
	新 名古屋市千種区今池三丁目12番14号
変 更 年 月 日	平成30年 4月 1日

介 護 事 業 所 の 名 称	木の香往診クリニック
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市北区龍ノ口町 2丁目25番地
	新 名古屋市北区駒止町 2丁目22番地
変 更 年 月 日	平成30年 6月 1日

介 護 事 業 所 の 名 称	旧 日比野クリニック
	新 笑顔のおうちクリニック名古屋
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市瑞穂区鍵田町 1丁目 1番地の 1
変 更 年 月 日	平成29年12月 1日

介 護 事 業 所 の 名 称	永田内科医院
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市熱田区五本松町12番 1号
	新 名古屋市熱田区五本松町13番18号
変 更 年 月 日	平成30年 5月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 事 業 所 の 名 称	旧 日比野クリニック
	新 笑顔のおうちクリニック名古屋
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市瑞穂区鍵田町 1丁目 1番地の 1

変 更 年 月 日	平成29年12月 1日
-----------	-------------

介 護 事 業 所 の 名 称	永田内科医院	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区五本松町12番 1号
	新	名古屋市熱田区五本松町13番18号
変 更 年 月 日	平成30年 5月 1日	

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	かぐら薬局名古屋東店
	新	薬局まいるーむ葵店
介護事業所の所在地	名古屋市東区葵二丁目10番27号	
変 更 年 月 日	平成30年 3月 1日	

介 護 事 業 所 の 名 称	木の香往診クリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区龍ノ口町 2丁目25番地
	新	名古屋市北区駒止町 2丁目22番地
変 更 年 月 日	平成30年 6月 1日	

介護事業所の名称	旧	日比野クリニック
	新	笑顔のおうちクリニック名古屋
介護事業所の所在地	名古屋市瑞穂区鍵田町 1丁目 1番地の 1	
変 更 年 月 日	平成29年12月 1日	

介 護 事 業 所 の 名 称	永田内科医院	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区五本松町12番 1号
	新	名古屋市熱田区五本松町13番18号
変 更 年 月 日	平成30年 5月 1日	

5 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		ガゼル株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市中区錦二丁目 5番31号
介護事業所の名称		ヘルパーステーション縁むすび
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区若田二丁目1010番地
	新	名古屋市緑区水広一丁目 307番地
変更年月日		平成30年 4月 2日

6 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		ガゼル株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市中区錦二丁目 5番31号
介護事業所の名称		ヘルパーステーション縁むすび
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区若田二丁目1010番地
	新	名古屋市緑区水広一丁目 307番地
変更年月日		平成30年 4月 2日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 450号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社ケアドゥ 名古屋市瑞穂区田 辺通 5丁目 1番地 の 2	ヘルパーステーシ ョン虹の橋24中村 名古屋市中村区烏 森町 8丁目 701番 地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2310101304	平成30年 7月 1日
株式会社C C L 名古屋市西区新道 一丁目 2番18号	みらい 名古屋市西区新道 一丁目19番32号	就労定着支援	2310200981	平成30年 7月 1日
株式会社K A M I O 名古屋市西区平中 町 108番地の 2	ぽっくす 名古屋市西区平中 町 108番地の 2	就労継続支援 B型	2310201237	平成30年 7月 1日
一般社団法人あい ち保健管理センタ ー	C B T - L I N K s 名古屋市中区栄一	就労継続支援 A型	2316100623	平成30年 7月 1日

名古屋市中区栄一丁目18番 1号	丁目18番 1号			
一般社団法人HAPPILY 名古屋市熱田区尾頭町 2番 2号	はぴり 名古屋市中区富士見町13番19号	就労継続支援 B型	2316100946	平成30年 7月 1日
合同会社ぷらうす 名古屋市天白区元八事三丁目15番地	ヘルパーステーションベール 名古屋市天白区元八事三丁目15番地	居宅介護 重度訪問介護	2316401104	平成30年 7月 1日
合同会社オハナ 愛知県日進市本郷町小橋26番 1	訪問介護ステーションあお 名古屋市天白区中平三丁目1302番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2316401112	平成30年 7月 1日
ガゼル株式会社 名古屋市中区錦二丁目 5番31号	ヘルパーステーション緑の森 名古屋市千種区宮根台一丁目 3番37号	居宅介護 重度訪問介護	2317101034	平成30年 7月 1日
株式会社イグナーツ 名古屋市南区内田橋一丁目 3番 8号	ヘルパーステーション笑和北 名古屋市北区三軒町 377番地	居宅介護 重度訪問介護	2317301410	平成30年 7月 1日
社会福祉法人大森福祉会 名古屋市守山区元郷一丁目 912番地	就労サポートこみつと 名古屋市守山区元郷一丁目 912番地	就労定着支援	2317600092	平成30年 7月 1日
株式会社ジョイフルハーツ 名古屋市守山区四	リボンワークス 名古屋市名東区高社一丁目89番地	就労継続支援 B型	2318001050	平成30年 7月 1日

軒家一丁目 331番地				
合同会社ひまり 名古屋市港区正徳町 1丁目19番地	ケアサービスひまり 名古屋市名東区牧の原三丁目 502番地	居宅介護 重度訪問介護	2318001167	平成30年 7月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 451号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
合同会社センゴク 名古屋市港区小賀 須二丁目 112番地 の 1	相談支援事業所つ むぎ 名古屋市港区小賀 須二丁目 112番地 の 1	一般相談支援 特定相談支援	2331200168	平成30年 7月 1日
		障害児相談支 援	2371200151	
一般社団法人クリ クマ 名古屋市守山区守 山二丁目 9番 2号	相談支援事業所神 無 名古屋市守山区大 牧町 1番13号	一般相談支援	2337600239	平成30年 7月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 452号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
合同会社 S a t o r i 名古屋市北区如来 町 108番地	やわらかリラクゼ ーション手心 名古屋市北区如来 町 108番地	就労継続支援 A型	2317301360	平成30年 6月16日
特定非営利活動法 人レグルス 愛知県小牧市中央 五丁目 380番地 1	レグルス 名古屋市西区平中 町 108番地の 2	就労継続支援 B型	2310201179	平成30年 6月30日
株式会社ケアアシ スト 名古屋市熱田区四 番二丁目18番15号	ホーシン訪問介護 名古屋市熱田区四 番二丁目18番15号	重度訪問介護	2311100388	平成30年 6月30日
一般社団法人障が い者・高齢者支援 協会	じりつ 名古屋市中区富士 見町13番19号	就労継続支援 B型	2316100524	平成30年 6月30日

名古屋市中区富士見町13番19号				
株式会社ディーコール 名古屋市熱田区西郊通 7丁目 4番地の 1	訪問介護 D - l i f e 名古屋市熱田区西郊通 7丁目 4番地の 1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317100705	平成30年 6月30日
社会福祉法人みどりフレンドリー福祉会 名古屋市緑区藤塚二丁目1020番地	ありまつみんなの家 名古屋市緑区鳴海町字細根97番地の 8	自立訓練（生活訓練）	2318500317	平成30年 6月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 453号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
社会福祉法人名古屋 手をつなぐ育成 会 名古屋市熱田区神 宮四丁目 4番 5号	相談支援センター 吹上 名古屋市昭和区下 構町 1丁目 3番地	特定相談支援	2336200072	平成30年 6月30日
		障害児相談支 援	2376200065	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 454 号

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1項の規定により、名古屋市中志段味特定土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

平成30年 7 月24日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
野 田 和 義	名古屋市守山区大字中志段味字申新田1696番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 455号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。なお、当該区域は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）第53条の 7第 1号エに該当します。

平成30年 7月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

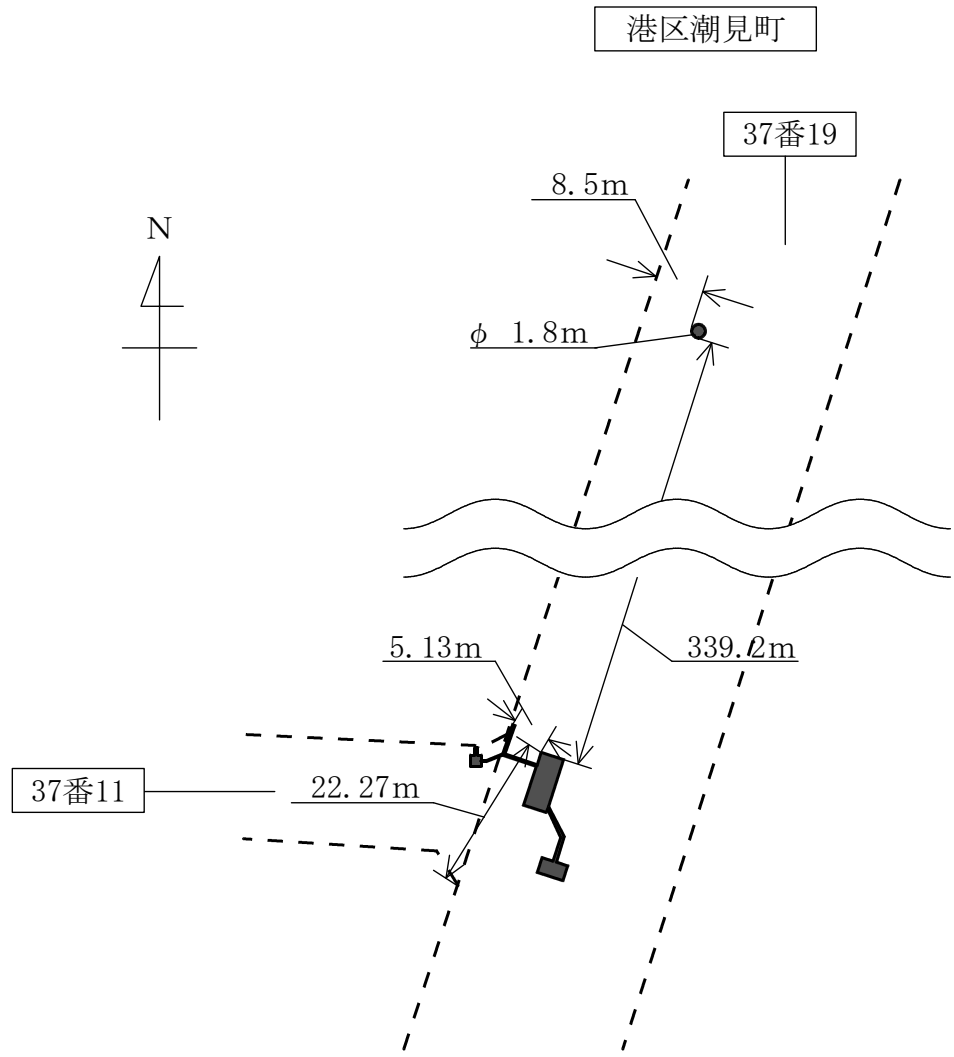
名古屋市港区潮見町37番11の一部及び37番19の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

---: 筆の境界

■: 形質変更時届出管理区域（砒素及びその化合物並びに^ひふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 456号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 7月25日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
平成30年名古屋市告示第 404号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 457号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 7月27日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成29年10月25日 29指令住開指第 148号	名古屋市緑区万場山一 丁目 810番外 2筆	名古屋市中村区則武一丁 目 7番13号 株式会社トスコ 代表取締役 澤田 崇
平成29年11月20日 29指令住開指第 180号	名古屋市港区六軒家 612番 1	名古屋市中区丸の内一丁 目14番31号 名エン株式会社 代表取締役 青木秀樹

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 458号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のように有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成30年 7月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

平成30年 8月10日から同月12日まで、同月14日、同月15日、同月18日及び同月19日

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (ただし、一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 8時まで
正門前駐車場 北園門前駐車場 植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 動物園西駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで

展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合に限る。）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時まで
緑橋南駐車場 植田山駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで
展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合を除く。）	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 8時から 午後 9時30分まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 459号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

平成30年 7月27日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 名	指定年月日
名古屋市立東部医療センター (千種区)	関本 暁	心臓の機能障害	平成30年 7月 1日
はちや整形外科病院 (千種区)	加藤 誠	肢体不自由	
ふじの眼科クリニック (千種区)	藤野 浩子	視覚障害	
名古屋ハートセンター (東区)	徳田 尊洋	心臓の機能障害	
名古屋ハートセンター (東区)	松田 洋彰	心臓の機能障害	
上飯田クリニック (北区)	三浦 直人	じん臓の機能障害	
愛知県済生会リハビリテーション病院 (西区)	玉木 修治	心臓の機能障害	
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	洪 淑貴	肢体不自由	
名古屋セントラル病院 (中村区)	川口 裕子	呼吸器の機能障害	
増子記念病院 (中村区)	美浦 利幸	じん臓の機能障害	
名古屋医療センター (中区)	谷口 容平	じん臓の機能障害	

名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	横井 紗矢香	聴覚、音声・言語、 そしゃくの機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	城所 博之	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	石津 洋二	肝臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	石井 貴子	じん臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	小島 博	じん臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	成田 裕司	心臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	飯尾 悦子	肝臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	松波 加代子	肝臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	伊藤 穰	呼吸器の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	大久保 仁嗣	呼吸器の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	福光 研介	呼吸器の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	金光 禎寛	呼吸器の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	奥田 勝裕	呼吸器の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	竹村 昌也	呼吸器の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	桑山 創一郎	視覚障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	鈴木 克也	視覚障害
熱田リハビリテーション病 院 (熱田区)	杉下 義倫	心臓の機能障害
熱田リハビリテーション病 院 (熱田区)	安藤 裕	ぼうこう直腸の機能 障害

藤田保健衛生大学坂文種報 徳會病院 (中川区)	浅野 之夫	ぼうこう直腸の機能 障害
藤田保健衛生大学坂文種報 徳會病院 (中川区)	丹羽 理	肢体不自由
藤田保健衛生大学坂文種報 徳會病院 (中川区)	前川 道隆	じん臓の機能障害
藤田保健衛生大学坂文種報 徳會病院 (中川区)	岡本 直樹	じん臓の機能障害
藤田保健衛生大学坂文種報 徳會病院 (中川区)	志村 正博	ぼうこう直腸の機能 障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	細山 幸子	肢体不自由
名古屋共立病院 (中川区)	水越 俊博	じん臓の機能障害
中部労災病院 (港区)	原田 一宏	心臓の機能障害
あずまりハビリテーション 病院 (港区)	山田 孝子	肢体不自由
大同病院 (南区)	久保田 文洋	視覚障害
大同病院 (南区)	能登 公俊	肢体不自由
大同病院 (南区)	渡部 達生	肢体不自由
大同病院 (南区)	中島 康博	肢体不自由
大同病院 (南区)	林田 竜	心臓の機能障害
大同病院 (南区)	浅野 麻里奈	じん臓の機能障害
守山いつき病院 (守山区)	入谷 克巳	肢体不自由

名古屋ニューロサージェリー クリニック (守山区)	林 純一	肢体不自由
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	伊藤 慶則	ぼうこう直腸の機能 障害
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	羽藤 誠記	ぼうこう直腸の機能 障害
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	深谷 英昭	肢体不自由
東名古屋病院 (名東区)	佐藤 実咲	肢体不自由 音声・言語、そしゃ くの機能障害
メイトウホスピタル (名東区)	金森 哲子	肢体不自由
名古屋記念病院 (天白区)	高山 仁美	聴覚、平衡、音声・ 言語機能の障害
名古屋記念病院 (天白区)	吉本 純平	肢体不自由

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 460号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

平成30年 7月27日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
愛知学院大学歯学部附属病院 (千種区)	亀井 秀雄	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋ハートセンター (東区)	木村 有成	心臓の機能障害
総合上飯田第一病院 (北区)	長島 弘明	視覚障害
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	佐野 友康	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	鈴木 弘一	ぼうこう直腸の機能障害
高橋病院 (昭和区)	高橋 直樹	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	坂田 史子	じん臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	麻生 裕紀	呼吸器の機能障害

名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	渡辺 修	小腸の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	小木曾 聡	肝臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	加藤 正大	聴覚障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	曾根 淳	肢体不自由の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	大島 英揮	心臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	大西 康晴	肝臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	森山 悟	呼吸器の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	加藤 房枝	視覚障害
藤田保健衛生大学坂文種報徳 會病院 (中川区)	西尾 文利	じん臓の機能障害
藤田保健衛生大学坂文種報徳 會病院 (中川区)	澤井 昭宏	じん臓の機能障害
中京病院 (南区)	野崎 裕広	呼吸器の機能障害
名古屋記念病院 (天白区)	上田 貴之	肢体不自由

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市交通局告示第10号

「地下迷宮に眠る謎」専用バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、「地下迷宮に眠る謎」専用バス・地下鉄全線一日乗車券（以下「地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券」という。）を次のように発売します。

平成30年7月27日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

1 発売対象者

「地下迷宮に眠る謎」謎解きキット購入者に対して発行します。

2 料金

600円

3 有効期間

平成30年8月1日から同年9月2日まで

4 発売枚数

10,000枚（ただし、「地下迷宮に眠る謎」謎解きキット1セット購入につき1枚の発売とします。）

5 発売場所

各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

6 使用条件

地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券は、1枚で大人1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用するこ

とができ、その使用回数を制限しません。

7 発売期間

平成30年8月1日から同年9月2日まで

8 料金の還付

(1) 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金の還付は、「地下迷宮に眠る謎」謎解きキットが付属しており、未使用の場合に限り、各乗車券発行所で取り扱い、その期間は、発売日から平成30年9月2日までとします。

(2) 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

9 不正使用

地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

10 様式

(表)



(裏)



平成30年度身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考公告

身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考を次のとおり実施します。

平成30年7月24日

名古屋市人事委員会委員長 圓生 和之



平成30年度

身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考試験案内

平成30年7月24日 名古屋市人事委員会

【申込方法及び期間】※申込方法は4～5ページ参照

- インターネット申込 7月24日(火)から8月12日(日)までの本登録完了分有効
- 郵送申込 7月24日(火)から8月12日(日)までの消印有効

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の方を対象として、その雇用の促進をはかることを目的として行うものです。

申込時の 注意事項

- ▶ 本選考において申し込める試験区分は、一人につき一区分です。
- ▶ 申込後の試験区分の変更はできません。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
行政一般	15 名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など
学校事務	1 名程度	本市の小・中学校又は特別支援学校における事務（予算、文書管理、教職員の給与・福利厚生 など）

- (注) 1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。
 2 名古屋市職員第1類[大学卒業程度・22～30歳]採用試験など、他の採用試験で採用された職員と同様の業務に従事します。（勤務時間は、1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。）

2 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 次のア及びイの条件をすべて満たす方

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている方
- イ 昭和48年（1973年）4月2日から平成13年（2001年）4月1日までに生まれた方

(2) 次のいずれにも該当しない方（いずれかに該当する場合、本市職員になることはできません。）

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) その他

本市職員である人は受験できません（ただし、上記(1)(2)の受験資格を満たしている嘱託員、任期付職員、臨時的任用職員は受験できます。）。

3 試験の日程等

試験の流れ	日程
受験申込	7月24日(火)～8月12日(日) ※電子申請サービスから申込みの場合は、必ず本登録まで完了させてください。(P4 5 申込手続参照)
受験票発送	8月29日(水)
受験教室のお知らせ	9月21日(金) 名古屋市公式ウェブサイト(以下、市ウェブサイトといいます。)に公開します。
第1次試験	9月23日(日) 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 午後0時15分頃 試験会場は受験票でご確認ください。 (P10 第1次試験会場予定地参照) 試験当日は、身体障害者手帳をお持ちください。 <u>(※必ず、原本をお持ちください。)</u> 第1次試験科目は3ページをご覧ください。 <u>なお、第2次試験である作文試験についても、第1次試験に併せて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	10月2日(火)
第2次試験	10月14日(日)又は10月20日(土)
最終合格者発表	11月1日(木)

(注)

- (1) それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、市ウェブサイトを必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。
- (2) 作文試験は第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行います。
- (3) 合格者発表は、合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前(市役所東庁舎1階内)の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。
- (4) 第1次試験合格者発表は、合格者に対し文書でも通知し、併せて面接試験の日程をお知らせします。第1次試験の合格者で10月5日(金)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。
- (5) 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。
- (6) 最終合格者発表は、第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

4 試験の内容及び出題分野

＜試験実施について＞

- ・ 問題は活字印刷文又は点字印刷文による出題です。
- ・ 身体障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時に所定の手続きによりご相談ください。
- ・ 活字印刷文の場合、問題冊子の活字の大きさは、およそ **13 ポイント(この大きさ)**程度です。
- ・ 点字による受験の場合は、試験時間が異なります。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

＜合格者決定方法について＞

- ・ いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。

＜その他＞

- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

試験科目			時間	試験の内容	配点
第1次試験	筆記試験	教養試験	85 分	公務員として必要な一般的知識及び一般的知能をみる試験 (択一式・25 問全問必須解答) 知識分野 (社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》、人文科学、自然科学) 知能分野 (文章理解、判断推理等)	200 点
		作文試験	60 分	文章による表現力、課題に対する理解力などをみる試験 (記述式) ※試験は第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行います。	200 点
第2次試験	面接試験		－	個別面接を行います。	600 点

5 申込手続

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。
- 名古屋市職員採用選考は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。
貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

(1) インターネットによる申込

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 - Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ - 受験票の印刷はA 4 判の普通紙で行ってください。 - 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。	
アクセス	名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/) にアクセスし、「利用手引き」等を読んだうえで、「平成30年度名古屋市職員採用選考（身体障害者を対象とした採用選考）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。	
申込期間	7月24日（火）から8月12日（日）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 - 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 - 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 7/24～ 8/12	①仮登録手続き	入力フォームに従って入力し、仮登録してください。 ※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。
	②電子メール受信	仮登録完了の電子メールが届きます。 登録は完了していませんので、電子メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。 ※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。
	③本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。
	④電子メール受信	本登録完了の電子メールが10分程度で届きます。
受験票等の 交付 8/29～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	8月29日（水）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 8月31日（金）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。
第1次 試験 9/23	受験票及び 写真票兼承諾書を 提示	写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。

(2) 郵送による申込(速達郵便を推奨します。) ※ 郵送申込(定形外の速達)には通常 400 円必要です。

提出書類	8～9ページの「記入要領」に従い、次の2点を整えてください。 ① 受験申込書（本案内にはさみこんである指定の用紙又は市ウェブサイトからプリントアウトした指定の用紙） ② 82円分の切手（受験票、写真票兼承諾書を郵送する際の送料）を受験申込書にクリップで留めてください。
提出期間	7月24日（火）から8月12日（日）までの消印のあるものが有効です。 ・ 書類の記入内容等に不備がある場合は受理できませんので、確実に8～9ページの「記入要領」に従って、期限に余裕をもって申し込んでください。
送付方法	・ 提出書類を角形2号の封筒に入れ、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 ・ 封筒の裏に受験者の住所・氏名を必ず記入してください。 【送付先】〒460－8508 名古屋市人事委員会事務局任用課 （住所記入不要）
受験票等の交付手順	① 8月29日（水）以降に受験票、写真票兼承諾書を郵送します。 ② 8月31日（金）までに届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。 ③ 写真票兼承諾書は、必ず、写真を貼付し、申込内容を確認のうえ記名し、試験当日に受験票とともに持ちください。写真や記名がない場合は受験できません。

6 試験時に必要な個別の配慮の希望について

手話通訳、点字による受験又は拡大鏡、補聴器若しくは日常生活用具等の使用など、試験会場で配慮を希望する方は、必ず受験申込書に必要事項を記入してください。（9 ページの「記入要領」⑫参照）

ただし、日常生活用具の使用は、名古屋市重度障害者（児）日常生活用具給付要綱で日常生活用具として給付の対象となっている用具を、当該用具給付対象者となる「障害及び程度」に該当する方が使用する場合に限ります。

点字器、拡大鏡、補聴器又は日常生活用具等を使用する場合は、試験当日、各自お持ちいただくことになります。

7 合格から採用まで

- (1) この選考の合格者は、原則として平成31年4月に採用されます。
- (2) この選考の合格者の給与等の基準は、高校卒として採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用選考の受験を無効とします。
- (4) 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

8 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

9 勤務条件（平成30年4月現在）

(1) 初任給の例

採用時の年齢 及び職務経験年数		18 歳 高校新規卒業	25 歳 職務経験 5 年	35 歳 職務経験15年	45 歳 職務経験25年
初任給例	行政一般	171,120 円	206,885 円	243,110 円	268,295 円
	学校事務				

- ・ 上表の初任給例は、高校卒業後の新卒の場合及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に地域手当を加えたものです。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。
- ・ 初任給は、学校卒業後の経歴に応じて加算される場合があります。
- ・ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
- ・ 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等

原則として、勤務時間は、1日あたり7時間45分で1週あたり38時間45分、週休日は、週に2日です。（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter(https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方は至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話 052-972-3308)までご連絡ください。なお、申込後の試験区分の変更は、一切できません。

12 過去の実施結果

実施年度	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
平成 29 年度	6 4	1 3	4 . 9
平成 28 年度	8 0	1 7	4 . 7
平成 27 年度	5 6	1 9	2 . 9

(詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。)

13 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) 受験申込や受験にあたっての注意事項等

この採用選考を実施するにあたり、「名古屋市職員採用試験受験申込み及び受験並びに採用試験の施行に関する告示」の規程を準用します。申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

平成 30 年度 身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考 受験申込書
記入要領

- ※印欄以外の欄を、もれなく正確に記入してください。
- 記入は黒のインクかボールペン（消せるボールペンは不可）を使用してください。
- かい書で、略字を使用せず、丁寧に記入してください。数字は算用数字を使用してください。
- 書き損じた場合は、二重線で抹消して余白に記入するなど、わかりやすく訂正してください。
- 記入事項について虚偽・不正があった場合には、この採用選考の受験を無効とします。

① 受験番号	・ 記入しないでください。
② 試験区分	・ 申し込む試験区分にチェックしてください。
③ 性別	・ 該当する項目にチェックしてください。
④ 氏名	・ 略字は用いず、丁寧にかい書で記入してください。フリガナも記入してください。
⑤ 生年月日	・ 生年月日を記入してください。
⑥ 住所(送付先)	・ 試験結果等の通知を送付するあて先を都道府県名、マンション等の建物名・部屋番号も含めて記入してください。
⑦ 連絡先	・ 平日の昼間に確実に連絡のとれる電話番号（原則、本人の携帯電話。その他、勤務先、家族・友人等の伝言を依頼できるところを含む。）を、確実に連絡のとれる順に2つ記入してください。 ・ 【 】内には、電話の持ち主を記入してください。
⑧ 身体障害者手帳	・ 交付機関名、交付年月日、交付番号、障害名、等級（身体障害者等級表によるもの）を身体障害者手帳の記載どおりに記入してください。
⑨ 学歴	・ 大学院・大学・短期大学・高等専門学校・高等学校等の学歴を直近から順に2つ記入してください。 ・ 「卒業」の欄は、その学校を既に卒業している場合には「卒業」、今年度に卒業見込みの場合には「卒業見込」にチェックしてください。 ・ 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定試験）合格については、「学校名」の欄に「高卒認定」（又は「大検」と記入し、「在学期間」の欄に合格年を記入してください。
⑩ 職歴	・ 最終学歴後の職歴（正規のほか1か月以上の長期アルバイト、派遣、契約、嘱託、自営等も含む。）について、直近から順に4つまで記入してください。

⑪ 免許・資格等	・ 現在お持ちの免許・資格・検定等を、記入してください。
⑫ 筆記・面接試験における配慮	・ 申込書の記載に従ってすべての質問項目について、該当する箇所にチェックし、必要事項を記入してください。 ・ 日常生活用具として給付の対象となっている用具については、「ウェルネットなごや」に掲載されている障害者福祉のしおり（在宅サービス：日常生活用具の給付）でご確認ください。 (http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shiori/zaitaku/nichijyohin.html) ・ 事前に連絡がとれないと配慮ができない場合があります。電話で連絡がとりにくい方は、電子メールアドレスを記入してください。
⑬ 試験成績の通知	・ 不合格者は試験成績の通知を受けることができます。通知を希望する場合はチェックしてください。
記載内容の確認	・ 記入事項をすべて確認のうえ、氏名を書いてください。確認月日も忘れずに記入してください。

＜情報コーナー＞

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒ 名古屋市職員採用案内 で 検索



◇ 試験区分等の申込誤りにご注意ください！

例年、多くの方にお申込みいただいている名古屋市職員採用試験ですが、毎年残念ながら、「入力を誤ってしまった！」という方がいらっしゃいます。もう一度、試験区分等の入力内容をご確認ください。申込後の試験区分の変更は、一切できません。

申し込みの時点から、採用試験は始まっています！

◇ 第1次試験会場予定地（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

【名古屋市立大学 滝子キャンパス】 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1番地

【名古屋大学 全学教育棟】 名古屋市千種区不老町

◇ 第2次試験会場予定地

【中土木事務所ビル職員研修室】 名古屋市中区千代田一丁目5番8号

アクセス方法：地下鉄名城線「矢場町」下車3番出口 若宮大通を東へ300m

地下鉄鶴舞線「鶴舞」下車1番出口 北へ500m、丸田町交差点を左折

＜試験会場に関する注意事項＞

- ・ 掲載している試験会場はあくまで予定です。
- ・ 試験会場への来場は、できる限り公共交通機関を利用してください。なお、自家用車等での来場の際は各自で駐車場を用意してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

◇ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！

フォローをお待ちしております！



◇ 「名古屋市職員 採用総合案内」について

名古屋市の組織、職種、仕事、人事制度などについての概要を掲載したパンフレットです！ぜひ読んでみてください！

詳細は市ウェブサイト「名古屋市職員 採用総合案内」のページをご覧ください。

＜申込及び問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: 052-972-3308

FAX: 052-972-4182

Mail: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 7月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミッドランドスクエア

名古屋市中村区名駅四丁目 7番 1号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
東和不動産(株)	代表取締役 山口 千秋	名古屋市中 村区名駅四 丁目 7番 1 号	変更なし	代表取締役 鵜飼 正男	変更なし

3 変更の日

平成30年 6月29日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

平成30年 7月12日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 7月27日から同年11月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年11月27日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成30年 7月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1422号	(株)若松設備	若松 亮二	名古屋市守山区大字 下志段味字東新田 1374番地の 1	平成30年 6月13日
第1423号	日本水理 (株)名古屋 支店	小久保 和 則	名古屋市中村区名駅 南一丁目16番30号	平成30年 6月13日
第1424号	(有)ライフ ステージ 十番町倉 庫兼事務 所	小椋 幸仁	名古屋市中川区十番 町 3丁目14番地 1	平成30年 6月13日
第1425号	(株)パイプ マン名古屋	菊池 伴和	名古屋市港区六軒家 1431番地	平成30年 6月13日
第1426号	(株)T・p l u m b e r	小平 仁士	名古屋市南区元塩町 2丁目 3番地 9	平成30年 6月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第 1項第 1号の規定により公告する。

平成30年 7月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 817号	(有)フナサ ダ	水谷 富一	名古屋市熱田区森後 町 2番 6号	平成30年 6月13日
第1422号	(株)若松設 備	若松 亮二	名古屋市守山区大字 下志段味字東新田 1374番地の 1	平成30年 6月13日
第1425号	(株)パイプ マン名古屋	菊池 伴和	名古屋市港区六軒家 1431番地	平成30年 6月13日
第1426号	(株)T・p l u m b e r	小平 仁士	名古屋市南区元塩町 2丁目 3番地 9	平成30年 6月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように代表者又は事業所の所在地の変更の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

平成30年 7月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代 表 者		変更年月日
		旧	新	
第 415号	(株)稲葉工務店	稲葉 隆一	小林 正和	平成30年 6月 1日
第 523号	(株)中京技研	伊藤 清孝	伊藤 隆二	平成30年 6月 1日

事業所の所在地を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
第1059号	(有)東陽設備工業	愛知県瀬戸市品野町八丁目 277番地の 4	愛知県瀬戸市品野町四丁目 200番地	平成30年 6月 1日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課